



栃木県公報

平成 25 年
4 月 5 日(金)
第 2468 号

目 次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 311
- 予定保安林..... 311
- 生活保護法による指定介護機関の指定..... 313
- 生活保護法による指定介護機関の名称等の変更..... 316
- 生活保護法による指定介護機関の事業の休止..... 317
- 介護保険法による介護老人保健施設の開設許可..... 317
- 児童福祉法による指定障害児入所施設の指定..... 317
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 318
- 母子保健法による指定養育医療機関の指定に係る変更..... 319
- 土地改良区定款変更の認可..... 319
- 道路の区域の変更..... 319
- 道路の供用開始..... 320
- 建築基準法による道路の位置指定..... 320

公 告

- 土地改良区連合役員の退就任..... 321
- 基本測量の終了..... 321
- 公共測量の終了..... 321
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 322

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の指定..... 322

正 誤

- 平成25年号外第25号中..... 322

告 示

栃木県告示第二四三六号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の補助金等から適用する。

平成二十五年四月五日

栃木県知事 福田 富一

産業労働観光部の部産業政策課の款栃木県企業立地・集積促進補助金の項交付の対象である事務又は事業の内容の欄第一号中「又は十ヘクタール以上の一団の土地」を「十ヘクタール以上の一団の土地又は工場跡地（市街化調整区域以外の区域に存する千平方メートル以上のものに限る。）」に改める。

（産業政策課）

栃木県告示第237号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

那須烏山市田野倉字深沢778-13、778-15

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字深沢778-13・778-15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備えて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

那須烏山市大沢字萩ノ草1031-1、1034から1038まで、1638、字内ノ久保1039、1040-1、1040-6、1040-7、1041-1、1042、1043、1045、1049、字内ノ久保出口1048-1、字鷹卸1050、字梨木沢1051-1、1052-1、1053-1、1053-2、1073-1から1073-3まで、字蛭畑1056-2、字金倉沢1061、1063-1、1063-2、1066、字古内357-2、1070、1550、字後久保1072-1、1072-2、字菅ノ沢310、314、319、1074-1、1078-1、1079、1528-1、1535、字榎木内1525、字井戸沢1088、字宮沢1090、1091-1、1091-4、1092、字藤倉沢1093、1094、字梅木沢242、252-2、1108-1、字ヌカリ沢1101-2、字軍沢1110-2から1110-4まで、1112、1113-1、1113-2、1114-2、1114-4、1115、1119、1496-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備えて縦覧に供する。）

III

1 保安林予定森林の所在場所

那須烏山市藤田字川西山2010-77、2010-79、2010-81、2010-83、2010-86、三箇字行家3091-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川西山2010-77・2010-81・2010-83・2010-86・字行家3091-1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

IV

1 保安林予定森林の所在場所

塩谷郡塩谷町大字船生字越路8426

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第238号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成25年 1月1日	特定非営利活動法人訪問介護ステーションひよこ	足利市葉鹿町一丁目31番地20	訪問介護ステーションひよこ	足利市葉鹿町一丁目31番地20	訪問介護
平成25年 1月28日	有限会社勝クリエイト	足利市福居町587番地1	訪問介護ステーションの〜ぶ	足利市朝倉町589番地エスペランス	訪問介護

				ビル1階	
平成25年 2月1日	社会福祉法人幸真 会	足利市通五丁目 3435番地3	デイサービスセン ターとなりのたん ぽぽ。	足利市通五丁目 3433番地12	通所介護
平成25年 2月1日	株 式 会 社 ヲ ァ テ ィ ー	東京都港区新橋三 丁目11番1号	ケアステーション あさひ足利	足利市福富町2178 番地1	通所介護
平成24年 12月28日	株式会社エハラ	足利市山川町1113 番地10	山川の郷	足利市山川町1113 番地10	福祉用具貸与
平成25年 1月1日	特定非営利活動法 人訪問介護ステー ションひよこ	足利市葉鹿町一丁 目31番地20	訪問介護ステー ションひよこ	足利市葉鹿町一丁 目31番地20	福祉用具貸与
平成25年 2月1日	株 式 会 社 ヲ ァ テ ィ ー	東京都港区新橋三 丁目11番1号	ケアステーション あさひ栃木	栃木市城内町二丁 目10番13号	通所介護
平成25年 3月1日	合同会社美と健康 コーポレーション	佐野市赤見町2949 番地2	美と健康あかみ倶 楽部	佐野市赤見町2949 番地2	通所介護
平成25年 3月1日	株 式 会 社 ヲ ァ テ ィ ー	東京都港区新橋三 丁目11番1号	ケアステーション あさひ佐野高萩	佐野市高萩町1305 番地6	通所介護
平成25年 3月1日	有限会社山本屋	日光市清滝二丁目 6番43号	あっと平ヶ崎リハ ビリデイサービス	日光市平ヶ崎191 番地3	通所介護
平成25年 2月26日	有限会社rise	小山市駅南町四丁 目1番3号	かなデイサービ ス(新館)	小山市駅南町三丁 目27番14号	通所介護
平成25年 2月1日	医療法人大那	大田原市紫塚三丁 目2633番地10	だいな紫塚ショ ートステイ	大田原市紫塚三丁 目2633番地12	短期入所生活 介護
平成25年 3月1日	株式会社悠愛	那須烏山市南一丁 目1番地48	訪問看護ステー ションあい	那須烏山市金井二 丁目5番9号ベン チャープラザ那須 烏山オフィスNo.3	訪問看護
平成25年 3月1日	株式会社ほほえみ 倶楽部	小山市乙女三丁目 27番31号	ヘルパーステー ションほほえみ倶 楽部上三川	河内郡上三川町し らさぎ二丁目39番 2号ハイブリッジ 101号	訪問介護
平成25年 1月11日	株式会社慶叡知の 里	那須郡那須町富岡 780番地2	愛燦燦デイサービ ス	那須郡那須町富岡 780番地2	通所介護

2 居宅介護支援事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成25年 1月1日	ピジョン真中株式会 社	栃木市箱森町50番15号	ピジョン真中株式会 社居宅介護支援足利 事業所	足利市田中町65番2号
平成25年 1月1日	特定非営利活動法人 にんべん	さくら市喜連川4236番 地1	居宅介護支援事業所 にんべん	さくら市喜連川4236番 地1
平成25年 3月1日	特定非営利活動法人 いずみ	下都賀郡壬生町いずみ 町9番5号	居宅介護支援事業所 スマイルいずみ	下都賀郡壬生町いずみ 町9番5号

3 特定福祉用具販売事業者

指 定 年 月 日	特 定 福 祉 用 具 販 売 事 業 者		特 定 福 祉 用 具 販 売 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成25年 1月1日	特定非営利活動法人 訪問介護ステーションひよこ	足利市葉鹿町一丁目31 番地20	訪問介護ステーションひよこ	足利市葉鹿町一丁目31 番地20

4 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成25年 1月1日	特定非営利活動法人 訪問介護ステーションひよこ	足利市葉鹿町一丁目31番地20	訪問介護ステーションひよこ	足利市葉鹿町一丁目31番地20	介護予防訪問 介護
平成25年 1月28日	有限会社勝クリエイ イト	足利市福居町587 番地1	訪問介護ステーションの～ぶ	足利市朝倉町589 番地エスペランス ビル1階	介護予防訪問 介護
平成25年 2月1日	社会福祉法人幸真 会	足利市通五丁目 3435番地3	デイサービスセンターとなりのたんぼぼ。	足利市通五丁目 3433番地12	介護予防通所 介護
平成25年 2月1日	株 式 会 社 ヴ ァ ティー	東京都港区新橋三 丁目11番1号	ケアステーション あさひ足利	足利市福富町2178 番地1	介護予防通所 介護
平成24年 12月28日	株式会社エハラ	足利市山川町1113 番地10	山川の郷	足利市山川町1113 番地10	介護予防福祉 用具貸与
平成25年 1月1日	特定非営利活動法人 訪問介護ステーションひよこ	足利市葉鹿町一丁目31番地20	訪問介護ステーションひよこ	足利市葉鹿町一丁目31番地20	介護予防福祉 用具貸与
平成25年 2月1日	株 式 会 社 ヴ ァ ティー	東京都港区新橋三 丁目11番1号	ケアステーション あさひ栃木	栃木市城内町二丁目10番13号	介護予防通所 介護
平成25年 3月1日	合同会社美と健康 コーポレーション	佐野市赤見町2949 番地2	美と健康あかみ倶 楽部	佐野市赤見町2949 番地2	介護予防通所 介護
平成25年 3月1日	株 式 会 社 ヴ ァ ティー	東京都港区新橋三 丁目11番1号	ケアステーション あさひ佐野高萩	佐野市高萩町1305 番地6	介護予防通所 介護
平成25年 3月1日	有限会社山本屋	日光市清滝二丁目 6番43号	あっと平ヶ崎リハビリ デイサービス	日光市平ヶ崎191 番地3	介護予防通所 介護
平成25年 2月26日	有限会社rise	小山市駅南町四丁目1番3号	かなんデイサービス (新館)	小山市駅南町三丁目27番14号	介護予防通所 介護
平成25年 2月1日	医療法人大那	大田原市紫塚三丁目2633番地10	だいな紫塚ショール トステイ	大田原市紫塚三丁目2633番地12	介護予防短期 入所生活介護
平成25年 3月1日	株式会社悠愛	那須烏山市南一丁目1番地48	訪問看護ステーションあい	那須烏山市金井二丁目5番9号ベン チャープラザ那須 烏山オフィスNo.3	介護予防訪問 看護

平成25年 3月1日	株式会社ほほえみ 倶楽部	小山市乙女三丁目 27番31号	ヘルパーステー ションほほえみ倶 楽部上三川	河内郡上三川町し らさぎ二丁目39番 2号ハイブリッジ 101号	介護予防訪問 介護
平成25年 1月11日	株式会社慶叡知の 里	那須郡那須町富岡 780番地2	愛燦燦デイベー ス	那須郡那須町富岡 780番地2	介護予防通所 介護

5 特定介護予防福祉用具販売事業者

指 定 年 月 日	特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成25年 1月1日	特定非営利活動法人 訪問介護ステーショ ンひよこ	足利市葉鹿町一丁目31 番地20	訪問介護ステーショ ンひよこ	足利市葉鹿町一丁目31 番地20	

栃木県告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同第55条の2の規定により告示する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

変 更 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成25年 2月1日	医療法人大那	大田原市紫塚三丁目2633番地10	だいな紫塚ダイケ ア	大田原市紫塚三丁目2633番地12（大田原市紫塚三丁目2633番地10）	通所リハビリ テーション
平成25年 2月1日	医療法人大那	大田原市紫塚三丁目2633番地10	だいなリハビリ ショートステイ （だいな紫塚 ショートステイ）	大田原市紫塚三丁目2633番地10	短期入所生活 介護

(注) 表中の（ ）内は変更前のもの

2 介護予防事業者

変 更 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成25年 2月1日	医療法人大那	大田原市紫塚三丁目2633番地10	だいなリハビリ ショートステイ （だいな紫塚 ショートステイ）	大田原市紫塚三丁目2633番地10	介護予防短期 入所生活介護

(注) 表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第240号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

休 止 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成25年 2月1日	医療法人大那	大田原市紫塚三丁目2633番地10	だいな中田原デイサービス	大田原市中田原2264番地1	通所介護

2 介護予防事業者

休 止 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成25年 2月1日	医療法人大那	大田原市紫塚三丁目2633番地10	だいな中田原デイサービス	大田原市中田原2264番地1	介護予防通所介護

(医事厚生課)

栃木県告示第241号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により次のとおり公示する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番 号	開 設 者 の 名 称 又 は 氏 名	介 護 老 人 保 健 施 設		許 可 の 年 月 日	サービ スの 種 類
		名 称	所 在 地		
0950380030	一般財団法人とちぎメ ディカルセンター 代表理事 石井 重利	とちぎメディカルセ ンター介護老人保健 施設とちの実	栃木市大町39番5号	平成25年 4月1日	介護老人 保健施設

(高齢対策課)

栃木県告示第242号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設を指定したので、同法第24条の18の規定により次のとおり公示する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	施設		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950100057	とちぎりハビリテーションセンター こども療育センター	宇都宮市駒生町3337-1	栃木県	宇都宮市埴田1-1-20	平成24年10月1日	医療型障害児入所施設
0950200014	保健医療・福祉施設あしかがの森 あしかがの森足利病院	足利市大沼田町615	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会	東京都世田谷区三宿2-30-9	平成24年10月1日	医療型障害児入所施設
0950300012	星風会病院星風院	栃木市田村町925-2	社会福祉法人星風会	栃木市田村町928	平成24年10月1日	医療型障害児入所施設
0951000017	なす療育園	大田原市北金丸2600-7	社会福祉法人邦友会	大田原市北金丸2600-7	平成24年10月1日	医療型障害児入所施設
0951100011	たかはら学園	矢板市越畑226	社会福祉法人たかはら学園	矢板市越畑226	平成24年10月1日	福祉型障害児入所施設
0951400027	桜ふれあいの郷	さくら市鍛冶ヶ沢157-6	社会福祉法人とちぎ健康福祉協会	宇都宮市駒生町3337-1	平成24年10月1日	福祉型障害児入所施設
0951500016	大和久学園	那須烏山市南大和久956-2	社会福祉法人大和久福祉会	那須烏山市南大和久956-2	平成24年10月1日	福祉型障害児入所施設
0951600014	国分寺学園	下野市国分寺1095-1	社会福祉法人下野会	下野市国分寺1095-1	平成24年10月1日	福祉型障害児入所施設

栃木県告示第243号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0912300043	支援センターすぎのこ	岩舟町曲ヶ島825-3	社会福祉法人すぎのこ会	岩舟町鷺巣302-1	平成25年4月1日	行動援護
0912100070	上三川ふれあいの家ひまわり	上三川町上三川5082-15	社会福祉法人こぶしの会	宇都宮市柳田町1401	平成25年4月1日	就労移行支援
0922300058	共同生活介護・共同生活援助事業所 四季	壬生町藤井1196-14	社会福祉法人パステル	野木町丸林407-32	平成25年4月1日	共同生活介護 共同生活援助
0912300332	共同生活介護・共同生活援助事業所 四季	壬生町藤井1196-14	社会福祉法人パステル	野木町丸林407-32	平成25年4月1日	短期入所

0912300340	たのしそう	野木町南赤塚 818-25	社会福祉法人パ ステル	野木町丸林 407-32	平成25年 4月1日	短期入所
------------	-------	------------------	----------------	-----------------	---------------	------

(障害福祉課)

栃木県告示第244号

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条の規定により指定養育医療機関の開設者から次のとおり変更の届出があったので、母子保健法施行細則（昭和43年栃木県規則第5号）第4条第2項の規定により告示する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福田 富 一

指 定 養 育 医 療 機 関		開 設 者		診 療 科 名	変 更 年 月 日
名 称	所 在 地	氏 名 又 は 名 称	住 所		
とちぎメディカルセ ンター下都賀総合病 院 (栃木県厚生農業協 同組合連合会下都賀 総合病院)	栃木市富士見町5 番32号	一般財団法人とちぎ メディカルセンター (栃木県厚生農業協 同組合連合会)	栃木市祝町4番25 号	産婦人科	平成25年 4月1日

(注) 表中の () 内は変更前のもの

(こども政策課)

栃木県告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
芳 賀 町 土 地 改 良 区	平成25年3月22日

(農地整備課)

栃木県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年4月5日から同年5月7日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 藤原宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
67	前	宇都宮市下田原町2003-1 から 宇都宮市下田原町1999-2 まで	7.7 ~ 7.9	160.0	

	後	宇都宮市下田原町2003-1 から 宇都宮市下田原町1999-2 まで	7.9 ~ 13.4	160.0	
--	---	--	------------	-------	--

栃木県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年4月5日から同年5月7日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道461号	那須郡那珂川町大山田下郷字町1631-3 から 那須郡那珂川町大山田下郷字町1632-2 まで	平成25年4月5日
15	主要地方道 鹿沼足尾線	鹿沼市下南摩町字大橋221-3 から 鹿沼市油田町字日吉前944-1 まで	平成25年4月5日
15	主要地方道 鹿沼足尾線	鹿沼市油田町字日吉裏985-1 から 鹿沼市西沢町字犬塚322-2 まで	平成25年4月5日
35	主要地方道 宇都宮結城線	河内郡上三川町大字石田字ヤジカ1008-1 から 河内郡上三川町大字石田字又四内1127-1 まで	平成25年4月5日
49	主要地方道 つくば益子線	芳賀郡益子町大字生田目905-1 から 芳賀郡益子町大字生田目890-1 まで	平成25年4月5日
49	主要地方道 つくば益子線	芳賀郡益子町大字生田目871-2 から 芳賀郡益子町大字生田目871-2 まで	平成25年4月5日
67	主要地方道 藤原宇都宮線	宇都宮市下田原町2003-1 から 宇都宮市下田原町1999-2 まで	平成25年4月5日
69	主要地方道 宇都宮茂木線	芳賀郡市貝町大字市塙907-3 から 芳賀郡市貝町大字市塙915-2 まで	平成25年4月5日
71	一般県道 下岡本上三川線	河内郡上三川町大字西蓼沼20-3 から 河内郡上三川町大字上郷2761-1 まで	平成25年4月5日
80	一般県道 黒田市塙真岡線	芳賀郡市貝町大字文谷270-2 から 芳賀郡市貝町大字文谷161-2 まで	平成25年4月5日
281	一般県道 板荷引田線	鹿沼市引田字柏寺1644-1 から 鹿沼市引田字柏寺1550まで	平成25年4月5日
325	主要地方道 宇都宮船生高德線	日光市塩野室町2107-146から 日光市塩野室町2103-1 まで	平成25年4月5日

(道路保全課)

栃木県告示第248号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指 定年月日	所 管 の土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	河内郡上三川町大字上三川字上野田4238-1、4238-3、4628-2、4639-2、4234-4の一部、4238-3地先	幅員4.00m 6.00m 延長55.266m	平成24年 4月18日	宇 都 宮 土木事務所
	下都賀郡野木町大字丸林字雷電567-4の一部	幅員4.00m 6.00m 延長16.37m 30.89m	平成25年 1月7日	栃 木 土木事務所
	那須郡那須町大字高久甲字道西6223-1、6223-5、6264-1の各一部	幅員6.00m 延長120.62m	平成25年 1月10日	大 田 原 土木事務所
	下都賀郡壬生町大字安塚字西南原911-10	幅員4.50m 延長18.6m	平成25年 2月4日	栃 木 土木事務所

(建築課)

公 告

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区連合名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
鬼 怒 中 央 土 地 改 良 区 連 合	理 事	武田周三郎		真岡市上大田和692	24.10.31	
	〃		高橋 俊夫	芳賀郡芳賀町西高橋4045		25.3.26
	監 事	高浪 弘一		宇都宮市桑島町529	25.3.25	
	〃		斎藤 純夫	〃 〃 550		25.3.26

(農地整備課)

○基本測量の終了

平成24年4月24日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業地域
宇都宮市、矢板市、芳賀郡芳賀町
- 3 作業期間
平成24年5月14日から平成25年2月22日まで

○公共測量の終了

平成24年12月4日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、市貝町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福 田 富 一

- 作業種類
公共測量（航空写真撮影）
- 作業地域
市貝町全域
- 作業期間
平成24年11月13日から平成25年3月15日まで

（監理課）

○都市計画変更図書の写しの縦覧

さくら市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成25年3月22日に変更した、さくら都市計画公園の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年4月5日

栃木県知事 福 田 富 一

（都市計画課）

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

平成25年4月5日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

施 設 の 名 称	所 在 地
社会福祉法人京福会 特別養護老人ホーム 寿山荘 ランチさきたま	那須塩原市埼玉3-17
社会福祉法人晴桜会 特別養護老人ホーム つばき ハウス	那須塩原市木綿畑529-2

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
平成25年 号外第25号	10	下から 1行目	第3号	第1号
	13	上から 16行目	第4号	第2号